

・自宅敷地内に放置される犬の糞について

Q. 自宅敷地内に放置される犬のフンに悩んでいる。警察にもご相談したが、現状なにもする手立てがない。看板を置いてみたりもしたが、効き目はなかった。

そこで次の2点を提案する。

①犬の飼い主に対する啓蒙活動の強化

②犬のフンを放置した飼い主に対する罰則（罰金）を設ける。

A. 飼い主のマナー低下によって引き起こされる問題については、品川区作成の啓発用看板や犬が寄りつかないための「忌避剤」のサンプルをお渡ししています。また、飼い主の特定や、糞尿被害の時間がある程度特定できる場合は、保健所職員が現地に赴いて注意・指導を行うこともあります。

いただいたご提案については、次のように考えております。

(1)「犬の飼い主に対する啓蒙活動の強化」について

現在行っている啓発活動は、年2回の「犬のしつけ方教室」の実施や、犬の登録時に配布する文書にマナーについて掲載しています。また、品川区公式YouTubeチャンネル「しながわネットTV」での飼い方動画の配信やラジオ「FMしながわ」で動物に関するテーマの啓発を行っています。

(2)糞を放置した場合の罰則規定について

罰則規定については、ご指摘のとおり、飼い主の意識向上に一定の効果が期待できると思います。ただし、罰則は最終的な策であり、そこに至る前に「飼い主に対する啓蒙活動の強化」を行っていくことが必要であると考えております。

今後も犬の飼い主に対する啓発活動の強化に努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほど、宜しく願い申し上げます。

(品川区保健所生活衛生課)